

令和8年度静岡市立日本平動物園内移動販売車出店者
募集要項

1条 (趣旨)

一般財団法人静岡市動物園協会（以下「協会」という。）は、静岡市立日本平動物園（以下「動物園」という。）の利用者の利便性の向上のため、動物園にふさわしい魅力的な飲食などを主に販売していただくとともに、楽しく過ごせる休憩の場を提供してくださるキッチンカー（移動販売車）の出店者を募集するものです。

2条 (出店場所)

静岡市立日本平動物園内にて協会が指定する場所

※場所によって緩やかな傾斜があります。

3条 (募集店舗数)

5店舗

4条 (出店契約)

(1) 契約の締結

この要項により、移動販売車の出店者に決定した者（以下「出店者」という。）は、協会と出店契約を締結するものとします。

(2) (契約期間)

契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

5条 (応募資格と制限)

(1) 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます

- ① 公的機関の発行する、静岡市内にて有効な営業許可証を有すること
- ② 営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業であること
- ③ 出店期間の始期において営業許可証の期限が有効であること
- ④ 直近2年以上の移動販売車業務実績を有している者であること
- ⑤ P L 保険（生産物賠償責任保険）に加入していること
- ⑥ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること
- ⑦ 静岡県内各管轄の保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者
- ⑧ 電子メールで連絡を受けることができる者

※車外調理等の露店形式は応募することができません

（2）応募の制限

原則応募は1法人又は1個人につき1区画とする。但し区画が満たない場合、同一業者からの追加区画も出店内容を確認の上、認めるものとする。また、次の一いかに該当する法人又は個人は、応募することができません。

- ① 過去3年以内(令和7年12月現在)に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- ② 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ③ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者
- ④ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- ⑤ 法律行為を行う能力を有しない者
- ⑥ 既契約者又は過去に契約をした者であって、契約違反、それに類する行為を行ったものの
- ⑦ 既契約者又は過去に契約をした者であって、業務を妨害する行為を行ったと協会が判断したもの
- ⑧ 以下に掲げる事項に該当する者
 - ア 法人の役員等（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）又は個人事業主等（本案件に応募しようとしている個人事業主及びこの個人事業主の事業を請負うなど従属する関係にある者をいう。以下同じ。）が、暴力団（静岡市暴力団排除条例（平成25年条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団員の配偶者（同条例第6条第2項に規定する暴力団員の配偶者をいう。以下同じ。）である者
 - イ 役員等又は個人事業主等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団、暴力団員等、又は暴力団員の配偶者を利用するなどしている者
 - ウ 役員等又は個人事業主等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - エ 役員等又は個人事業主等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 役員等又は個人事業主等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有している者

6条 (出店の内容)

(1) 運営の主体

第三者に委託することなく、出店者が自ら営業することとします。

(2) 営業可能日時

動物園開園日の開園時間から閉園時間の 15 分前までとします。

(3) 休業日

毎週月曜日（祝日、振替休日のときは翌平日）、12月29日～翌年1月1日及び動物園が指定した日

(4) 出店日数

契約期間中、土日祝を基本とした週2日程度を目安に出店することとし、契約期間90日以上出店すること。ただし、台風、風水害、地震等の天変地異や自己の責めに帰さない事故その他の理由によりやむを得ない事由がある場合はこの限りではありません

(5) 販売品目・価格

販売品目は飲食物を主とした内容とし、利用者のニーズを踏まえた構成で、価格は利用者が気軽に利用でき、内容に満足できる適正価格で設定してください。なお、ビン・缶類、ペットボトル、アルコールの販売は、協会が別に指示する場合を除き、販売はできません。

(6) 費用負担

移動販売車営業期間中の光熱費、通信費、消耗品費、撤退の際の原状回復費用、振込手数料、その他移動販売車の管理運営に要する一切の費用は出店者の負担とします。電気料金は月ごとに精算し、出店者に請求します。

(7) 機器・備品等

必要な機器・備品等は出店者が用意してください。100V電源は使用可能です。

(8) 駐車場

移動販売車以外の車両は協会の指定した場所に駐車してください。移動販売車を除く駐車可能台数は、1台とします。また、緊急時を除き一般駐車場の利用はできません。

(9) 販売手数料の支払い・電気料金の納入

① 月ごとの総売上額（消費税額含む）に販売手数料率を乗じて得た額を販売手数として、協会が別に指示する日までに納入していただきます。

※販売手数料率は20%以上で応募者の提案に基づき個々に決定する。

② 電気料金は協会が立替払いしますので、指定する日までに協会に納入していただきます。

(10) 日報

出店者は、販売品目ごとの売上を集計した日報にレジ等の集計表を添えて、販売

日当日に協会に提出してください。

(11) P L 保険（生産物賠償責任保険）の加入

出店者は賠償保険に加入し、営業に伴い、協会、静岡市又は第三者に損害を及ぼしたときは、協会又は静岡市の責に帰すべき理由のほかは出店者がその損害を賠償することとします。また、出店者の代理人、使用人、その他関係人が故意又は過失により動物園の設備建物及び物件に与えた損害については、出店者が一切の賠償の責を負うものとします。

(12) 出店運営上の注意

- ① 出店者は管理責任者を定め、移動販売車の管理運営についての指導を全従業員に徹底することとし、運営が適正に行われるよう努めてください。また、管理責任者は協会からの打ち合わせに対応できる体制にしてください。
- ② 移動販売車及び販売車周辺の清掃は常に行い、清潔にしてください。空き容器等は回収し、また、排出したゴミは適切に処理してください。動物園では回収しません。
- ③ 電気以外の調理器具を使用する場合は、予め協会に申し出てください。火気の取り扱いに十分注意し、燃料、機器の使用にあたって細心の注意を払ってください。また、消火器等の初期消火のための消火設備を必ず備えてください。
- ④ 事故等が発生した場合は、管理責任者が直ちに協会に連絡し、指示に従うとともに、適正な対応を行ってください。
- ⑤ 販売品目は金額、内容等が利用者に明確にわかるよう表示してください。
- ⑥ 服装は清潔なものを着用し、販売に従事する者は全て名札を着用してください。
- ⑦ 宣伝広告用の装飾をする場合は、事前に協会と協議してください。また、看板及び装飾等は販売終了後撤去をおこなってください。
- ⑧ 搬入・搬出は協会の指示した場所・方法で行ってください。
- ⑨ 動物園業務に携わる者の一員であることを意識し、接客に臨んでください。
- ⑩ 出店者は契約期間終了後直ちに現状に復し、協会の検査を受けてください。
- ⑪ くじ、輪投げ、射的など射幸心を煽る出店は禁止です。
- ⑫ 契約時に認めた販売品目であっても、動物に影響があると認められた場合、出品を中止していただく場合があります。

(13) 契約の取り消し

応募条件に該当しないことが契約期間中に判明した場合や、本要項に定める指示事項に従わない場合は、契約を取り消します。

(14) その他

業務の履行にあたっては、本募集要項、その他関係法令の定めるところによるものほか本協会と出店者とで協議の上、処理するものとします。

7条 (指導の遵守)

協会又は静岡市が適正な動物園運営のために行う指導に従ってください。

8条 (応募方法)

(1) 提出期限等

①提出期限 令和8年1月31日（当日消印有効）

②提出場所 〒422-8005

静岡市駿河区池田 1767-6

一般財団法人静岡市動物園協会収益事業係

③提出方法 郵送のみとします。

※上記提出方法以外は、理由を問わず選考から除外いたします。

(2) 申込書類等

①日本平動物園移動販売車出店申込書（様式第1号）

②本人確認書類（様式第2号）

③販売車の外観及び販売品目の写真（様式第1号（添付書1））

④暴力団排除に関する誓約書（個人は様式第3号、法人は第4号）

⑤営業許可証の写し

⑥食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を証明する書類の写し

⑦P L保険（生産物賠償責任補償）係る保険等証券の写し

⑧出店者宣約書（様式第5号）

※申込書類等にて指定する提出物が揃っていない場合、理由を問わず選考から除外いたします。

9条 (審査及び決定について)

(1) 審査方法

申込書類をもって審査を行います。審査結果は応募者全員に通知します。

審 査 書類選考

※必要に応じて面談を実施します。その場合の実施場所は別途案内します。

審査結果

審査結果は、令和8年2月14日までに文書にて通知するものとし、個別の問い合わせには応じません。また、審査結果に対する異議を申し立てるることはできないものとします。なお、提出書類を含め、提案内容に虚偽が認められた場合は失格とします。

10条 (契約)

(1) 審査で選出された者は、令和8年4月1日からの移動販売車の出店について、優先的に契約の協議をする権利を得ます。

（2）審査において選定された者が、契約の締結までに、業務の履行が確実でないと認められるときまたは、著しく社会的信用を損なうなどにより、出店者として相応しくないと認められるときは、契約を締結しないことがあります。

1 1 条 （免責）

移動販売の実施に当たり、出店者又は従業員に損害を生じても、協会は、その責めを負いません。

2 天変地異、静岡市からの指導、その他、当方の責に帰さない事由により利用が中止された場合、協会はその損害については一切の責任を負いません。

1 2 条 （その他）

- （1）申込書類に虚偽の記載をした場合においては、失格の措置をとります。
- （2）申込書類の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- （3）提出された申込書類は、審査以外に応募者に無断で使用することはありません。
- （4）提出された申込書類等は返却しません。
- （5）協会は、審査のため申込書類の写しを作成し使用することができるものとします。
- （6）応募受付後に、申込を辞退する場合には辞退届を提出してください。
- （7）新型コロナウイルスやインフルエンザウイルス等感染症拡大防止対策として募集内容に制限がかかることがあります。